

○経済産業省告示第七十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月七日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む</p> | <p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む</p> |

む。）に基づく特定資本取引及び同項第
四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該
当するもの（同条第二項の規定により読
み替えて適用する同条第一項第四号に掲
げる契約で暗号資産の借入契約に該当す
るものを含む。）に基づく特定資本取引
を除く。）であって次に掲げる者との間
で行うもの

イ） 「略」

又 クリミア自治共和国及びセヴァスト
ーポリ特別市のロシア連邦への「併合
」又はウクライナ東部の不安定化に直
接関与していると判断される者並びに

む。）に基づく特定資本取引及び同項第
四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該
当するもの（同条第二項の規定により読
み替えて適用する同条第一項第四号に掲
げる契約で暗号資産の借入契約に該当す
るものを含む。）に基づく特定資本取引
を除く。）であって次に掲げる者との間
で行うもの

イ） 「略」

又 クリミア自治共和国及びセヴァスト
ーポリ特別市のロシア連邦への「併合
」又はウクライナ東部の不安定化に直
接関与していると判断される者並びに

ロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・

「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者を指定する件（平成

| | |
|--|--|
| <p>南部地域の関係者と判断される者を指 定する件（平成二十六年外務省告示第 二百六十七号）で定めるものをいう。 ） ルゝタ 「略」 三・四 「略」</p> | <p>二十六年外務省告示第二百六十七号） で定めるものをいう。） ルゝタ 「略」 三・四 「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」は注記である。</p> | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。